

令和2年4月21日現在

福島大学における多様な性・性的マイノリティ に関する基本理念と対応ガイドライン

令和2年4月

国立大学法人 福島大学

．福島大学における多様な性・性的マイノリティに関する基本理念

「性的マイノリティ」とは、何らかの意味で「性」のあり方が多数派の人とは異なる人々の総称であり、「LGBT」などの言葉で表現されることもあります。LGBTとはLesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとった略称です。これらの当事者は、性的指向(恋愛・性愛がどういう対象に向かうのか、あるいは向かわないか等)や性自認(自分をどんな性と認識するか、あるいは認識しないか等)といった要素により千差万別で、L・G・B・Tの4種類に単純に分けられるものではありません。今日ではSOGI(Sexual Orientation and Gender Identity)すなわち性的指向と性自認という略語によって、性をめぐる多様なあり方が表される傾向にあります。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。男女平等の実現もその一つで、性的指向や性自認についても同様に尊重することが求められています。こうした社会情勢を踏まえ、福島大学では、性別、性的指向、性自認等に関わりなく、すべての学生および教職員が個性と能力とを十分に発揮できる教育機関となることをめざします。これは本学全体で取り組むべき最重要課題の一つと位置づけ(平成30年1月9日「福島大学男女共同参画宣言」より)、以下の基本理念を遵守します。

1．性的マイノリティを差別しません

性的指向や性自認のあり方は多様であり、マイノリティであることを理由に差別や嫌がらせがあってはなりません。

2．自己決定を尊重します

性的指向や性自認に関わる情報やその開示・非開示、またそれらの表現は当事者の意思で決定されるべきものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。

3．修学の妨げを取り除きます

性的マイノリティにとって修学の妨げとなる事柄は、適切な過程による合意形成を経て、合理的な範囲内で取り除かれなければなりません。

4．ジェンダーハラスメントを防止します

男らしさや女らしさという物差しで判断し、差別的な言動を浴びせたり相手を非難したりするジェンダーハラスメントを防止します。

5．問題が発生した場合には適切に処置します

令和2年4月
福島大学長

・現状での具体的対応と方針

本ガイドラインは、福島大学に在学する性的マイノリティ当事者の学生が、よりよい学びの環境を得るためのサポートを目的として作られました。令和2年3月時点で本学が実施している、性的マイノリティ当事者を取り巻く課題への具体的な対応の内容と方針です。言うまでもなく、性的マイノリティ当事者のニーズは多様です。前述した基本理念に沿って、さらに現状の対応を踏まえた上で、様々な場面で起こりうる課題への個別的対応を検討していきます。

1. 氏名・性別の情報とその管理について

氏名の変更

本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で取り扱われ、学籍簿上の表記は戸籍名（戸籍上の氏名）を原則としています。

本学では本人の申し出により、自認する性に基づく通称名を教育組織内で使用することができます。希望する場合は、教育・学生担当副学長及び保健管理センター医師等との面談が必要です。

ただし、自認する性に基づく通称名を使用することにより不利益が生じた場合は、本人の責任において対応してください。

なお、通称名使用に伴いLiveCampus上通称名で表示される項目としては、受講者名簿や授業及び正規試験の出欠管理等の学内業務における各種データになります（成績通知・単位確認表及び各種証明書を除く）。また、通称名の学生証で、図書館においても入退館及び図書貸し出しや総合情報処理センターの入退館も可能となります。

名前表記の記載変更プロセス（概略）

- ・相談窓口で連絡をとり、個人面談の日程を決めます。
- ・教育・学生担当副学長及び保健管理センター医師等と面談をし、希望する対応の方針を決めます。
- ・本人の変更希望を踏まえた上で、必要に応じて関係委員会等に報告した後に、本人に通知します。

性別の変更

氏名の変更と異なり、戸籍の性別の変更に伴う場合を除いて、学籍簿等での性別の変更は対応できません（令和2年3月現在）。

ただし、次の「性別情報の取扱い」や「大学の発行する証明書等の性別記載」、「大学に提出する諸書類における性別情報の記入」のとおり、本学では限られた範囲で学生の性別情報が取り扱われています。今後も、性別情報が慎重に取り扱われるよう、周知・徹底を図りながら、改善を目指します。

性別情報の取扱い

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることのないよう、慎重に取り扱います。特に名簿と LiveCampus での性別情報の取り扱いについて、以下の点に取り組みます。

名簿

学生に配布・掲示する名簿については、原則として性別欄を除外して配布・掲示します。教員の会議等でも、性別情報を含む個人情報については慎重に取り扱います（例：会議資料とする際には性別情報を伏せて取り扱う等）。

LiveCampus（ライブキャンパス）

LiveCampus で性別情報にアクセスできる権限を有するのは、関係する教職員のみです。

本学では教職員に対して、性別情報を含めた個人情報の取り扱いに関する研修だけでなく、多様な性や性的マイノリティに関する研修を受けることを推進し、性別情報の慎重な取り扱いを広く啓発していきます。

大学が発行する証明書等の性別記載

本学が発行する証明書等（成績証明書や学位記等）のうち、主な証書等の性別記載の有無については下記のとおりです。今後、さらに情報を集めるとともに、各証書等で性別の記載が本当に必要かどうかを含め、検討していきます。

性別記載のないもの

福島大学の発行する各種証明書のうち、以下のものには性別記載はありません。

・学生証（戸籍名と通称名を区別して 2 種類の学生証を所有したい場合は、学生・留学生課学生企画係までご相談ください。）
・在学証明書
・成績証明書（在学生の場合、性別記載はありません。学籍情報が電算化される以前の卒業生の方が、成績証明書を発行する場合、性別記載があります。詳しくは教務課教務企画係までお問い合わせください。）
・卒業・修了証明書
・卒業・修了見込証明書
・休学許可書

原則性別記載があるもの

以下の証明書では、原則、性別記載があります。

・健康診断書（証明書自動発行機で即時発行できる定型診断書には、性別記載があります。ただし、保健管理センター医師との面談のうえで作成する診断書では、性別記載に関して相談できます。）
・各種通学定期券購入申込書（相手方の様式により性別記載が必要となっています）

大学に提出する諸書類における性別情報の記入

本学に提出する諸書類（入学料免除・徴収猶予申請書、授業料免除申請書等）のうち、主な書類への性別情報の記入の有無については以下のとおりです。今後、さらに情報を集めるとともに、各書類で性別情報の記入が本当に必要かどうかを含め、検討していきます。また、各組織においても同様の方針で対応を進めていきます。

なお、これらの提出に先立ち、事前に相談することで性別記載欄を未記入のまま提出することが可能な場合もあります。

< 性別記載のないものの例（令和2年3月時点） >

入学料免除・徴収猶予申請書、授業料免除申請書、改姓・改名届

< 性別記載のあるものの例（令和2年3月時点） >

入寮希望調書、派遣留学生申請書

2. 学生生活について

定期健康診断

定期健康診断はご自身の健康管理のための貴重なデータとなるため、必ず年に1度は受診してください。

本学の定期健康診断は、学類・学年毎に複数回に分けて実施しており、時間帯については基本的に男女の区別なく実施しています。

一部の検査（胸部レントゲンの着脱衣を要する検査）受診時は「男子」、「女子」を区別して実施しています。

なお、性的マイノリティ当事者の学生への配慮としては、相談窓口申し出ることで、個別受診対応も可能です。個別受診や不安な点については、健康診断当日では個別受診の用意ができない場合があるため、かならず事前にお問い合わせください。

学生寮

本学の学生寮は、男性用と女性用とに分かれており、かつトイレや浴室・シャワー・洗濯機等の設備が共用です。ただし、個人ごとに各部屋が設けられている宿舎です。

現在の寮設備上からは、昭和55年建築の古い建物でもあり、必ずしも希望に添えるとは限りません。学生寮と民間アパートの両方から検討が必要と考えます。

事前に相談は可能ですので、相談窓口までご相談ください。

入学式・卒業式の服装と身なり

本学では、ダイバーシティ推進の観点から、入学式や卒業式において多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加することができます。式典であることを踏まえうえで、皆さんが自身にふさわしいと考える服装や身なりでご参加ください。これまでスー

ツや袴での参加が多いですが、和装、民族衣装等、多様なアイデンティティに即した服装や身なりでの参加もありました。

だれでもトイレ

本学では、ユニバーサルデザインの考え方をもとに、だれもが安心して過ごせるキャンパスづくりを実現するための施設整備を目指しています。

学内には「だれでもトイレ」を設置しています。文字通り「誰でも利用できる」トイレです。車椅子も入るスペースが確保されていることに加え、障がい者の方、利用者の性のありようを問うこともありません。更衣室的にも利用が可能です。どなたでも遠慮なく利用してください。

学内のだれでもトイレの場所は、文末をご確認ください。

更衣室の利用

本学では、更衣室が男女別に分かれています。既存の更衣室を利用するのに不安がある際には、時間を限った別室の個別利用などについて相談することもできますので、相談窓口までご相談ください。また、でも記載したように、だれでもトイレを利用して着替えることも可能です。

多様な性・性的マイノリティに関する説明・理解

本学では、ダイバーシティ推進の観点からも入学時ガイダンスや学生用電子掲示板（LiveCampus）等において、多様な性や性的マイノリティに関する説明を行い、学生の理解促進に努めます。

学生サークル

本学には、性的マイノリティ当事者の居場所づくりや、性的マイノリティに理解・関心のある人々同士で学びあうためのサークルとして、「福島大学にじいるサークル 私たちの/あなたの居場所」という学生団体が結成されています。定期的に交流会の活動が行われています。

3. 授業の履修について

本学では教職員に対して、性的マイノリティに関する研修を受けることを推進し、性的マイノリティ当事者の学生が学びやすい授業・環境作りに努めるよう、広く啓発していきます。

授業について

本学では、授業におけるグループ分けにおいて、性別でのグループ分けが必要以上に行われないよう周知を図ります。

本学での授業における呼称等（Ms.や Mr.、〇〇くん、〇〇さん等）は、事前の相談により学生の要望に沿ったものとするように努めます。特に教職員には、学生に対する呼称を男女で使い分けず、呼称統一することを提案しています。

授業時のワークシートや、卒業研究等のアンケートにおいて、性別を記載する欄を設ける際には、配布時にその目的を説明し、また性的マイノリティ当事者がその目的に沿って、性別欄の記入を自由に選択できるよう、周知を図ります。

体育実技の履修相談等

本学では、体育実技科目に際し、様々な理由により配慮を必要とする学生に対し、担当教員が面談のうえ個別対応しています。

学外の教育実習・介護等体験・インターンシップ（選択科目）等

教育実習を含めた学外の実習等で想定されるトイレや更衣室、服装等の困りごとに関して事前に相談することができます。

実習先との相談・調整には時間がかかるケースもありますので、十分に余裕をもってご相談ください。ただし、実習先はすべて学外の機関となりますので、実習先の体制・設備等の都合により、希望に沿えるとは限りません。

4．就職活動について

関係部署と連携を図ることで、就職活動やインターンシップ時の相談にも対応しています。

就活時やインターンシップ時、就職後の不安をはじめ、キャリアに関わる内容について、キャリア相談員又は学生総合相談室にまずは相談してください。

就職先の体制・整備等の都合により、必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、自分らしく働けるキャリアについて、一緒に考えていきましょう。

なおキャリア相談員も秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

5．留学の対応について

【日本 海外】派遣留学生

本学では、学生交流協定における交換留学（短期プログラム含む）の受入れについて36校の海外大学と協定を結んでおり、国際交流センターではできる限り本人の希望に沿った留学先を選べるようサポートしています。

留学先を検討するに当たって、大学、施設、学生寮の状況や性的マイノリティ当事者への対応などについて、ホームページ等で情報が得られず、受け入れ先の環境に不安がある場合には、国際交流センターにご相談ください。相談内容を伺いながら、協定校への確認・対応の相談をすることができます。

【海外 日本】外国人留学生

本学では、留学生が日本や大学での生活で孤立しないよう支援をしています。国際交流センターの相談では多様な性や性的マイノリティ当事者の困りごとについても英語又は中国語を話せる教職員が対応をします。

6 . その他

本ガイドラインは、Xジェンダー(女性でも男性でもない、または女性でも男性でもあるなど、性別二分法とは異なる性自認の人)やクエスチョニング(自身の性のあり方について、定まっていない、または意図的に定めていない、などの状態)の当事者である学生にとっても、よりよい学びの環境を得ることを目的としています。困りごとがある場合は、まずは相談窓口までご相談ください。

7 . 本ガイドラインのお問い合わせについて

ここに掲載した情報は令和2年3月時点の状況です。内容に関して不明な点がある場合には学生・留学生課までお知らせください。安心な学生生活を送るためにはまだまだ情報が足りないこと、今回掲載に至らなかった事項についても引き続き調査をし、より一層のガイドライン内容の充実を目指していきます。

～コラム：カミングアウトについて～

【カミングアウトとは】

これまで伝えていなかった自身の情報、特に何らかのマイノリティであることを誰かに伝える行為を、一般的に「カミングアウト」と呼びます。性自認・性的指向に関わるカミングアウトの理由は様々ですが、背景には「性自認・性的指向について特に何も言わなければ、無条件に性的マジョリティ、すなわちシスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別と性自認が一致している人）かつ異性愛者だと見なされてしまう」という社会状況があります。

性的マイノリティへの差別・偏見がまだまだ根強く残る日本社会において、自身が性的マイノリティであるとカミングアウトすることは、多くの当事者にとってたいへん勇気が必要な行為です。カミングアウトしないという選択も決して咎められることはありません。むしろ変えていくべきなのは、「自分の周りには性的マイノリティはいないはずだ」と思い込み、目の前にいる人を性的マジョリティだと勝手に決めつけてしまうような、人びとの言動であるといえるでしょう。

カミングアウトするかどうかなど、悩みがある場合は学生総合相談室や学生団体「福島大学にじいるサークル」などを活用し、自身の気持ちを整理してみるのも一つの方法です。

【カミングアウトとアウトティング】

多くの場合、カミングアウトは「あなた」に対して行われたもので、無制限の公表やその希望を含んでいません。カミングアウトされた側はそれが当事者の自己決定に属することを踏まえ、情報のコントロールに留意する必要があります。

カミングアウトしたこと自体やその内容を、当事者の意に反して第三者に暴露することを「アウトティング」と言います。これは本人を深く傷つけ、意識的・無意識的な差別を背景として当事者に大きな精神的苦痛を与えます。

たとえ善意のつもりであっても、本人の同意を得ていない状態で、その情報を他の人に伝えるアウトティングは決して許されない行為です。

【カミングアウトされたら】

上で述べた通りカミングアウトは多くの当事者にとって非常に勇気が必要であり、また相手を信頼していないとできない行為です。そのことを胸にとめ、決してアウトティングはしないようにしましょう。カミングアウトされて戸惑った場合なども、守秘義務のある学生総合相談室を活用することができます。

だれでもトイレ設置場所

1	本部管理棟 2 F
2	保健管理センター
3	経済経営学類棟 1 F
4	行政政策学類棟 1 F
5	総合情報処理センター 1 F
6	附属図書館 1 F・2 F
7	S 講義棟 1 F
8	M 講義棟 1 F
9	理工学類研究実験棟 1 F
10	共生システム理工学類棟 1 F
11	第 1 体育館
12	大学会館 1 F
13	環境放射能研究所分析棟 1 F
14	環境放射能研究所研究棟 1 F・6 F
15	食農学類棟 1 F・2 F

